



第4節 教育・子ども・人権

～子どもたちが健やかに成長し、そして、すべての人々の人権が尊重される心豊かなまちづくり～
心豊かな社会の実現に向けて、子どもたちが健やかに成長し、そして、すべての人々の人権が尊重されるまちづくりを進めていく必要があります。

そのため、すべての施策を人権尊重の視点に立って推進することとし、同和問題をはじめとする人権問題への積極的な取り組みを進めるとともに、男女がともにあらゆる分野に参画できる社会の実現を図ります。

また、子どもが一人の人間として基本的人権が尊重され、ふるさとに愛着と誇りを抱き、社会の一員として、また未来の担い手として、いきいきと健やかに成長できるよう、「自分を大切に、人を大切に、ふるさと宝塚を大切にする人づくり」を進めます。

そして、すべての子どもが安全で、充実した教育を受けることのできるまちをつくります。

さらに、市民一人ひとりの生き方を大切にし、それぞれの世代がいつでも、どこでも学習できる環境を整えるとともに、学習の成果を地域社会に生かすことにより、地域の教育力・文化力を高めていきます。

“子どもたちが健やかに成長し、そして、すべての人々の人権が尊重される心豊かなまちづくり”に向けて、「安全・都市基盤」「健康・福祉」などの分野との連携・協力を図りながら各施策を推進します。

①人権・同和

人権とは、人間の尊厳に基づいた各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において人間らしく幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利です。

この理念をふまえて、今なお課題が残されている同和問題をはじめ、障がいのある人、女性、高齢者、子ども、在住外国人などの人権問題解決のため、第2次人権教育及び人権啓発基本方針に基づき、様々な施策を総合的かつ計画的に進め、すべての施策に人権尊重の視点に立って取り組むことにより、すべての人々の人権が尊重・保障される明るく住みよい地域社会の実現をめざします。

また、平和であることは人権の礎であり、人権が尊重される社会であってこそ平和を維持し、実現することができます。このため、「非核平和都市宣言」の趣旨に基づき、戦争や核兵器の恐ろしさ、命の尊さや平和の大切さを訴え、恒久平和を願う様々な施策を進めます。

②男女共同参画

社会のあらゆる分野に女性と男性がともに参画する機会が保障され、すべての人が個人として、性にとらわれず、自分らしく生き生きと豊かな充実した生活を送ることができるとともに、男女がともに責任を分かち合う男女共同参画社会の実現をめざします。

そのため、男女共同参画推進条例^{※34}、男女共同参画プラン^{※35}に基づき、すべての施策について、男女共同参画の視点に立って取り組みを進めます

③児童福祉

子どもは、一人ひとりがかけがえのない存在であり、一人の人間として尊重され、いきいきと成長していくことが大切です。

このため、家庭、学校園をはじめとする各施設、地域住民、事業者などと市が、子どもの最善の利益を考慮して、相互に連携・協力して、子育てを支援し、子どもを守るとともに、子どもの内なる力を信じ、それを引き出すための取り組みを進めます。

そして、子どもが夢と希望を抱き、一人の人間として自立し、人を思いやり、命を慈しむ心を持って、健やかに成長するまちの実現をめざします。

④青少年育成

青少年がふるさと宝塚に愛着と誇りを抱き、自信を持った社会の一員として、また未来の担い手として、自ら「育つ」ことが大切です。青少年が健やかに成長し、円滑に社会生活を営むことができるよう、居場所づくりや、地域ぐるみで青少年を守り育てる環境づくりを進めます。

また、地域や学校、行政が一体となって不登校、いじめ、非行などを未然に防ぎ、青少年の育成に努めます。

さらに、青少年が市政や地域のまちづくり活動に参加するなど、社会活動や社会体験などを通して、自らの役割や責任などが理解できるよう、青少年自身、地域、学校、企業などと行政が連携して取り組み、「育むことが楽しくなるまちたからづか」の実現をめざします。



※34 男女共同参画推進条例

男女共同参画社会の実現を目的として平成14年(2002年)に制定。男女共同参画の推進に関して、市・市民・事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めたもの。

※35 男女共同参画プラン

男女が、性にとらわれることなく、社会のあらゆる分野に参画できる社会(男女共同参画社会)の実現をめざして、施策を総合的・計画的に進めるための方向性を示したもの。平成18年(2006年)5月に策定。



⑤学校教育

子どもの「生きる力」には、自らの心身の豊かさと健全さを基盤とし、一人ひとりが自分らしさを形成していく力、仲間や周囲の人たちと共に感・信頼できる関係をつくっていく力、民主的な社会づくりに主体的にかかわるための力などが含まれます。これらの力を積極的に育むことを通して、心豊かに社会を担う人、すなわち自分を大切に、人を大切に、ふるさと宝塚を大切にする人づくりをめざします。

その実現のため、学校園と教職員の教育力を高めるとともに、家庭や地域との連携を高め、市民全体で子どもを応援します。

そして、すべての子どもが安全で充実した学校教育を受けることができるよう、学びの機会均等や学びの成果を保障することを核とした教育福祉の充実、幼稚園、保育所、小・中学校による連携教育の推進、保護者・地域住民による学校教育への参画推進、安全安心で人にやさしい学校園環境の整備充実に取り組みます。

⑥社会教育

市民一人ひとりの生き方を大切にし、文化的で心豊かな生活を送れるよう、それぞれの世代が「いつでも、どこでも」学習できる環境を整えることにより、社会教育の振興を担う人材の育成を進めます。そのために、市民の自主的な学習活動を支援する図書館や公民館、宝塚自然の家など、それぞれの施設の特色や魅力を高めるとともに、施設間の連携を図り、新鮮な学習情報を効果的に発信します。

そして、市民の学習の成果を地域社会に生かすことにより、各自の持ち味を生かしつつ主体性をもってまちづくりに参画することができるよう、地域の教育力を高めます。また、家庭や地域の教育力の低下が指摘される中で、地域の住民が積極的に学校の活動に協力する動きを大切にするなど、社会教育が地域住民、家庭、学校の連携を強め、協力し合う礎となるよう取り組みます。

さらに、地域教育の基盤となる本市の歴史や文化を守り、また有効に活用しながら、市民や子どもたちの郷土への思いを高め、次代へ引き継いでいきます。

⑦スポーツ

市民個々の理想とするスポーツライフを支援し、スポーツで人と未来が輝くまち「アクティブ宝塚^{※36}」を実現します。

そのため、市民が人生の各ステージで豊かなスポーツライフが楽しめるように、「する」スポーツだけでなく、「みる」スポーツや「ささえる」スポーツの分野を含めた総合的観点から、本市のスポーツ文化全体を豊かに育成し、スポーツを通して主体的、活動的、健康的な市民生活の実現に取り組みます。

※36 アクティブ宝塚

「宝塚市スポーツ振興計画」のこと。平成22(2010)年度から平成31(2019)年度に限定した計画の名称を「アクティブ宝塚」としている。スポーツを通じて人と未来が輝く本市の将来像を皆で実現していくこうとするメッセージが込められている。